

平成28年7月11日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

平成28年7月11日、午前9時30分久留米市農業委員会総会を久留米市市民会館第1会議室に召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	青柳 一男 委員		23番	古賀 義近 委員	
2番	飯田 三津雄 委員	欠席	24番	藤原 昇一 委員	
3番	笠 幸夫 委員		25番	横溝 哲夫 委員	
4番	城戸 新 委員		26番	石井 孝雄 委員	
5番	古賀 誠一 委員		27番	高山 憲行 委員	
6番	田中 祥晃 委員		28番	柳 壽祥 委員	
7番	吉富 巧 委員		29番	土師 哲夫 委員	欠席
8番	安徳 高輔 委員		30番	田中 弥生 委員	
9番	深川 嘉穂 委員		31番	日比生和雄 委員	
10番	諸藤 澄夫 委員		32番	権藤 年明 委員	
11番	山口 好秀 委員		33番	野村 邦昭 委員	
12番	一木 英司 委員		34番	久佐木利光 委員	
13番	森崎 巨樹 委員		35番	猪口 峯子 委員	
14番	緒方 義範 委員		36番	菰田 盛行 委員	
15番	池田 三喜 委員		37番	松延 洋一 委員	
16番	田中 正満 委員		38番	納戸 勝浩 委員	
17番	豊福 茂敏 委員		39番	佐藤 豊 委員	
18番	野村 泰徳 委員		40番	市川 範子 委員	
19番	原 一夫 委員		41番	合戸 利弘 委員	
20番	青木美千子 委員		42番	末松 活幸 委員	
21番	吉岡 正博 委員		43番	中島 邦博 委員	
22番	北川 玲子 委員		44番	廣重 孝 委員	

事務局の出席者は10名である。

議 長 それでは、ただいまから7月の農業委員会総会を開催いたします。
まず、「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局 皆様、おはようございます。それでは、総会議案の1ページをお願いいたします。
「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」
農地の所有権移転、賃借権設定、使用貸借権設定の許可申請書が提出されたので付議いたします。
所有権移転、第1選挙区、1番、1件です。
第2選挙区、2番から4番、3件です。
2ページをお願いいたします。
第3選挙区、5番から9番、5件です。
第4選挙区、10番から、3ページ、11番まで2件です。
なお、10番につきましては、農地法施行令第2条第2項第5号を適用しており、社会福祉事業を行う法人にあって、施設の目的に供される場合においては、農地を取得できることとなっております。
3ページをお願いいたします。
第7選挙区、12番、1件です。
賃借権設定、第3選挙区、13番、1件です。
4ページをお願いいたします。
使用貸借権設定、第1選挙区、14番、1件です。
以上、1番から14番までの申請案件につきましては、農地法第3条2項各号の審査基準について、地域審査会及び東西審査会において審査表を配付し、説明を行っておりましたが、10番を除く案件につきましては、不許可相当に該当しない案件で、審査基準に適合しており、また、10番につきましては、農地法施行令第2条第2項第5号による不許可の例外規定に適合していることを御報告いたします。
以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。
本議案の審議番号5番及び13番は新規就農者の取得案件でありますので、聞き取り

調査の結果について、地元の副会長より報告をお願いいたします。

審議番号5番及び13番は、第3選挙区の案件でございますので、野村副会長から報告を受けたいと思います。

野村副会長 では、説明いたします。

審議番号5番と13番です。

こちらの新規就農については、地域審査会においてヒアリングを実施いたしております。

申請人は、以前より植木生産にかかわっており、そちらで農業経験を積んでこられました。そして今回、農地を取得及び借地され、改めて植木生産を行っていかれる予定であります。

営農計画といたしましては、初めのうちは家族で植木生産を中心に経営し、将来的には後継者である息子さんが中心となり、農業経営を行っていかれる予定であります。

農機具については、既に2tトラックやユンボなどを所有されており、植木生産に十分な動力を備えておられます。本人のやる気もあり、地域審査会においては、問題ないと判断しております。

以上です。

議 長 続いて、東西の審査会による審査結果について、事務局より報告を受けたいと思います。

事務局 御報告いたします。

第1号議案の全ての案件について、東西審査会のほうにお諮りをいたしました。特段の御意見等はないということをお確認いただいております。

以上でございます。

議 長 報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第1号議案について、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

多 数 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案は可決されました。
続きまして、「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題
といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、総会議案の5ページをお願いいたします。
「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について」
農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。
第4選挙区、1番、1件です。
1番、田主丸町益生田、田、1,386m²のうち600m²、申請理由、申請地を農業用
倉庫、進入路、駐車場として利用するものです。
なお、農地区分は農用地ですが、農用地利用計画において指定された用途に供する
ものとして、不許可の例外規定を適用いたしております。
第5選挙区、2番、1件です。
2番、申請地、北野町赤司、田、41m²、申請理由、申請地を自己用住宅の敷地と
して拡張するものです。
なお、農地区分は第1種農地となっておりますが、特別の立地条件を必要とする事
業に供するものであり、不許可の例外規定を適用いたしております。
第6選挙区、3番、1件です。
3番、申請地、城島町西青木、畑、52m²、申請理由、申請地を自己用住宅の敷地
として拡張するものです。
以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、地元副会長から現地調査報告を受けたいと
思います。
審議番号1番は、第4選挙区の案件でございますので、柳副会長から報告を受けたい
と思います。あとは、順次、選挙区ごとに報告をお願いいたします。

柳副会長

第4選挙区から報告いたします。

審議番号1番について説明いたします。

地図ナンバーは、1番です。

申請地は、田主丸総合支所から南西へ1,500mのところに位置します。転用目的は、申請地を農業用倉庫、進入路、駐車場として利用するものです。農地区分については、農用地区域内の農用地と判断しております。

雨水排水については、北側の側溝を通して西側の既存側溝へ放流されます。

汚水生活排水については、既存の農業用施設に接続されている合併浄化槽から東側側溝へ放流されています。

被害防除については、問題ありません。

水利関係承諾書については、地元行政区及び耳納山麓土地改良区より承諾を得ております。

第4選挙区の案件についての概要は以上となります。

また、これらの案件について現地調査を行い、東部審査会へ報告を行っております。以上です。

日比生副会長 続きます、第5選挙区でございます。

審議番号2番、地図も2番でございます。

申請地の場所は、西鉄大城駅から北西に950mのところでございます。転用目的は、平成14年3月に換地処分されましたものを自己用住宅の拡張として利用するものです。農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内の農地であり、第1種農地でございますが、転用目的は自己用住宅の敷地拡張であるため、特別の立地条件を必要とするものとして不許可の例外規定に該当するものでございます。

雨水排水につきましては、自然流下及び北側の側溝に放流されます。

汚水生活雑排水は、市下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックにより防除しております。

水利関係承諾書は、地元自治会長及び床島堰土地改良区より承諾を得てあります。

この案件につきまして、概要は以上でございます。

この案件について現地調査を行い、東部審査会への報告を行っております。

以上です。

松延副会長 続きまして、第6選挙区でございます。

審議番号3番、地図ナンバーも3番でございます。

申請地は、青木小学校から西へ約1kmのところに位置しています。転用目的は、自己用住宅の敷地拡張です。農地区分については、集落内の農地で、農用地区域以外であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、第2種農地と判断しています。

雨水排水につきましては、自然流下及び西側水路へ放流されます。

被害防除につきましては、周囲への土砂流出など、特に問題はないと思われま

す。水利関係承諾書については、地元自治会長の排水承諾を得ております。

第6選挙区の案件は以上となりますが、この案件につきましては、現地調査を行い、西部審査会へ報告を行っております。

以上、1件の御審議、よろしくお願いいたします。

議 長 以上で、地元の副会長からの報告が終わりました。

続いて、東西審査会による審査結果について、事務局より報告を受けたいと思いま

す。

事 務 局 事務局から御報告いたします。

第2号議案の全ての案件について、東西審査会のほうにお諮りをいたしました

が、特段の御意見等はないということをお確認いただいております。

以上であります。

議 長 それでは、質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。

第2号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

多 数 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案は可決されました。よって、

県へ送付いたします。

続きまして、「第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、総会議案の6ページをお願いいたします。

「第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」

農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

第1選挙区、1番、2番、2件です。

1番、申請地、長門石1丁目、田、1,275m²、申請理由、申請地を取得し、露天資材置場として利用するものです。

2番、申請地、藤光町、畑、19m²、申請理由、申請地を取得し、露天駐車場の敷地として拡張するものです。

第2選挙区、3番から7ページの6番まで4件です。

3番、申請地、大善寺町夜明、田、255m²、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。農地区分は第1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものであり、不許可の例外規定を適用いたしております。

4番、申請地、荒木町白口、田、320m²、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

7ページをお願いいたします。

5番、申請地、荒木町白口、田、212m²、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。農地区分は第1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものであり、不許可の例外規定を適用いたしております。

6番、申請地、安武町武島、田、225m²、申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

第3選挙区、7番、8番、2件です。

7番、申請地、山本町豊田、畑、434m²、申請理由、申請地を取得し、露天駐車場として利用するものです。

8番、申請地、山川安居野1丁目、田、599m²、申請理由、申請地を譲り受けて、有料駐車場として利用するものです。

第4選挙区、9番から8ページの10番、2件です。

9番、申請地、田主丸町田主丸、田、2,972m²、申請理由、申請地を取得し、建

売住宅を建築するものです。

8 ページをお願いいたします。

10番、申請地、田主丸町田主丸、田、2筆合計2,669m²、申請理由、申請地を取得及び借り受けて、集合住宅を建築するものです。

第5選挙区、11番から13番、3件です。

11番、申請地、北野町陣屋、畑、374m²、申請理由、申請地を譲り受けて、自己住宅を建築するものです。

12番、申請地、北野町鳥巢、畑、229m²、申請理由、申請地を取得し、建売住宅を建築するものです。

13番、申請地、北野町石崎、田、499m²、申請理由、申請地を借り受けて、農家住宅を建築するものです。

9 ページをお願いいたします。

第6選挙区、14番、1件です。

14番、申請地、城島町浮島、畑、161m²、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

第7選挙区、15番、1件です。

15番、申請地、三潯町西牟田、畑、756m²、申請理由、申請地を取得し、宅地分譲を行うものです。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、地元副会長から現地調査報告を受けたいと思います。

審議番号1番は、第1選挙区の案件でございますので、古賀副会長から報告を受けたいと思います。あとは、順次、選挙区ごとに報告をお願いいたします。

古賀副会長 それでは、審議番号1番について説明いたします。

地図ナンバーは4番です。

申請地は、JR久留米駅から西へ約900mのところ position します。転用目的は、露天資材置場となっておりますが、申請地の一部に倉庫が建築されているため、始末書つきの申請となっております。農地区分については、JR久留米駅からおおむね500m以内の区域にある農地として、第2種農地として判断しておりますが、この農地区分におきましては、宅地化率が40%を超えている場合、駅からの距離を延長

することができる規定がありまして、今回は、この規定を適用しております。

雨水排水につきましては、南側水路へ放流いたします。

汚水生活雑排水は発生いたしません。

被害防除につきましては、既存コンクリートブロック及び石垣を利用して土砂の流出を防ぐ計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、地元の水利組合より承諾を得てあります。

続きまして、審議番号2番について説明いたします。

地図ナンバーは5番です。

申請地は、荒木中学校から東へ約200mのところのところに位置します。転用目的は、露天の駐車場の敷地拡張となっております。農地区分については、市街化が見込まれる区域として、市街地に近接する区域内であり、10ha未満規模の農地の区域内にある農地であるため、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、東側道路側溝へ放流いたします。

汚水生活雑排水は発生いたしません。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを新設して、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、地元水利組合長より承諾を得てあります。

第1選挙区の案件についての概要は以上となります。

また、この案件について現地調査を行い、西部審査会へ報告を行っております。

以上です。

諸藤副会長 続きまして、第2選挙区から報告いたします。

審議番号3番について説明いたします。

地図ナンバーは6番です。

申請地は、大善寺小学校から南西へ約500mのところのところに位置しています。転用目的は、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。農地区分については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当しますが、転用目的が農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外に該当するものと判断しております。

雨水につきましては、新設溜柵を経由し、南側水路へ放流されます。

汚水生活雑排水は、北側道路に埋設された市下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、新設コンクリートブロックによる計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、夜明水利委員長より承諾を得ております。

続きまして、審議番号4番について説明いたします。

地図ナンバーは7番です。

申請地は、JR荒木駅より北西へ約350mのところに位置しています。転用目的は、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。農地区分については、おおむね500m以内にJR荒木駅がありますので、第2種農地に該当するものと判断しております。

雨水につきましては、新設溜柵を経由し、西側道路側溝へ放流されます。

汚水生活雑排水は、西側道路に埋設された市下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、新設コンクリートブロックによる計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、筑後川土地改良区より承諾を得ております。

続きまして、審議番号5番について説明いたします。

地図ナンバーは8番です。

申請地は、JR荒木駅より北西へ約700mのところに位置しています。転用目的は、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。農地区分については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当しますが、転用目的が農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外に該当するものと判断しております。

雨水につきましては、新設溜柵を経由し、東側道路側溝へ放流されます。

汚水生活雑排水は、東側道路に埋設された市下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、既設コンクリートブロックによる計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、筑後川土地改良区より承諾を得てあります。

続きまして、審議番号6番について説明いたします。

地図ナンバーは9番です。

申請地は、安武小学校より北西へ約400mのところに位置しています。転用目的は、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。農地区分については、おおむね500m以内に安武小学校及び淡河病院がある農地であり、北側に接する道路に水道、下水道管が埋設されてるため、第3種農地と判断しております。

雨水につきましては、新設溜柵を経由し、北西の既設雨水側溝へ、水路へ放流されます。

汚水生活雑排水は、北側道路に埋設された市下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、既設コンクリートブロックによる計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、筑後川土地改良区より承諾を得てあります。

第2選挙区の案件についての概要は以上となります。

なお、こちらの案件について現地調査を行い、西部審査会へ報告を行っております。
以上です。

野村副会長 説明いたします。

審議番号7番、地図ナンバーは10番です。

申請地は、山本小学校から南西へ600m、白峯保育園より南東へ1,000mのところに位置しております。転用目的は、申請地を露天駐車場として利用するものであります。農地区分については、農用地区域内農地以外であり、甲種農地、第1種農地及び第3種のいずれの要件にも該当しない農地であり、第2種農地と判断しております。

雨水排水については、自然流下と新設溜柵を經由し、西側道路側溝へ放流させます。被害防除については、周囲に新設のコンクリートブロックにより、防除する計画となっております。

水利関係承諾書については、地元自治会長より承諾を得ております。

次、行きます。審議番号8番です。

地図ナンバーは11番です。

申請地は、山川小学校より北へ550m、白峯保育園から北西に500mのところに位置しています。転用目的は、申請地を取得し、有料駐車場として利用するものであります。農地区分については、上水管、ガスパイプ、下水管のうち2種類以上が埋設されている4m以上の道路の沿道の区域内であり、おおむね500m以内に2つ以上の学校、幼稚園、病院など公共施設があるため、第3種農地と判断しております。

雨水排水については、敷地内に新設する浸透式溜柵により地下へ浸透させる計画となっております。

被害防除につきましては、周囲に新設のコンクリートブロックにより防除する計画となっております。

水利関係承諾書については、地元水利組合より承諾をもらっております。

意見書については、耳納山麓土地改良区より承諾を得ております。

また、これらの案件に対しては、現地調査を行い、東部審査会へ報告済みであります。

以上です。

柳副会長 第4選挙区から報告いたします。

審議番号9番について説明いたします。

地図ナンバーは12番です。

申請地は、JR田主丸駅から北へ300m、田主丸総合支所から西へ700m圏内のところに位置します。農地区分については、300m以内にJR田主丸駅があるため、第3種農地と判断しております。転用目的は、申請地を取得し、建売住宅を建設するものです。

雨水排水については、南に側溝を新設し、溜柵を通して東側の既存側溝へ放流されます。

汚水生活雑排水は、東側の公共下水道管へ接続されます。

被害防除については、南側にL型擁壁、西側にコンクリートブロック3段積みにより防除する計画となっております。

水利関係承諾書については、地元行政区及び大石土地改良区より承諾を得ております。

続きまして、審議番号10番について説明いたします。

地図ナンバーは13番です。

申請地は、JR田主丸駅から北へ300m、田主丸総合支所から西へ700m圏内のところに位置します。農地区分については、300m以内にJR田主丸駅があるため、第3種農地と判断しております。転用目的は、申請地を取得及び借り受けて、集合住宅を建設するものです。

雨水排水については、南側に側溝を新設し、溜柵を通して東側の既存側溝へ放流されます。

汚水生活雑排水は、東側の公共下水道管へ接続されます。

被害防除については、北側と西側にL型擁壁、東側にコンクリートブロック2段積みにより防除する計画となっております。

水利関係承諾書については、地元行政区及び大石堰土地改良区より承諾を得ております。

第4選挙区の案件についての概要は以上となります。

また、これらの案件について現地調査を行い、東部審査会へ報告を行っております。以上です。

日比生副会長 続きます、第5選挙区でございます。

審議番号11番、地図14番でございます。

申請の場所は、北野小学校から東に600mのところでございます。転用の目的は、申請地を親から譲り受けまして、自己用住宅を建築するものです。農地区分は、都市計画法の規定する用途地域内にある農地であるため、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜枿を設置し、南側の既設水路へ放流されます。

汚水生活雑排水は、市の下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックにより防除する計画でございます。

水利関係承諾書は、地元自治会長及び床島堰土地改良区より承諾を得ております。

次に参ります。審議番号12番、地図15番でございます。

申請の場所は、コスモスパークから南へ600mのところでございます。転用目的は、申請地を取得いたしまして、建売住宅1戸を販売するものでございます。農地区分は、甲種農地第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地のため、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜枿を設置し、北側の側溝へ放流されます。

汚水生活雑排水は、市の下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックにより防除する計画でございます。

水利関係承諾書につきましては、地元自治会長及び床島堰土地改良区より承諾を得ております。

次に移ります。審議番号13番、地図16番でございます。

場所は、弓削小学校から西に400mのところでございます。転用の目的は、申請地を親から借り受けまして、農家住宅を建築するものです。農地区分については、500m以内に小学校、幼稚園がございまして、南側に接する道路に水道、下水道管が埋設されているため、第3種農地と判断いたしております。

雨水排水につきましては、溜枿を設置し、東と南側の既設水路へ放流されます。

汚水生活雑排水は、市の下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、L型擁壁により防除をする計画でございます。

水利関係承諾書につきましては、地元自治会長及び床島堰土地改良区の承諾を得ております。

以上3件につきましては、第5選挙区の概要は以上でございます。

また、この3件の案件につきましては、東部審査会へ報告を行っておるところござ

います。

以上でございます。

松延副会長 続きまして、第6選挙区でございます。

審議番号14番について説明いたします。

地図ナンバーは17番です。

申請地は、浮島小学校から南西へ約600mのところに位置します。転用目的は、申請地を隣接する宅地及び居宅とともに取得し、自己用住宅の敷地として拡張するものです。農地区分については、集落内の農地で、農用地区域内農地以外であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、第2種農地と判断しています。

雨水排水につきましては、自然流下及び東側道路側溝へ放流されます。

被害防除につきましては、周囲への土砂流出など、特に問題はないと思われま

す。水利関係承諾書については、地元自治会長の排水承認を得ております。

第6選挙区の案件は以上となりますが、この案件につきましては、現地調査を行い、西部審査会へ報告を行っております。

以上、1件の御審議よろしく願いいたします。

廣重副会長 それでは、第7選挙区のほうから説明をいたします。

審議番号15番、それから地図ナンバーは18番について説明をいたします。

申請地は、西牟田小学校から南へ100mのところに位置します。転用目的は、申請地を取得し、宅地分譲の敷地として利用するものです。農地区分については、都市計画法に規定する用途地内にある農地でありますので、第3種農地と判定をしております。

雨水排水につきましては、自然流下及び新設溜柵を設置し、北側側溝へ放流されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロック3段積みにより防除する計画となっております。

水利関係承諾書については、西牟田土地改良区より承認を得ております。

第7選挙区の案件についての概要は以上となります。

また、これらの案件については現地調査を行い、西部審査会へ報告を行っております。

以上、1件についてよろしく願いいたします。

議 長 以上で、地元副会長からの報告が終わりました。
続いて、東西審査会による審査結果について、事務局より報告を受けたいと思います。

事務局 では、御報告をいたします。
第3号議案の全ての案件につきまして、東西審査会のほうにお諮りをいたしましたけれども、特段の御意見等はないということを確認いただいております。
以上でございます。

議 長 それでは、質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第3号議案について、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

多 数 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案は可決されました。よって、
県へ送付いたします。
続きまして、「第4号議案 農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」を議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、説明いたします。
10ページをごらんください。
「第4号議案 農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」
農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請が提出されたので付議いたします。

第1選挙区、1番、1件です。

1番、申請人、宮ノ陣町若松、****、経営面積、87,155m²、農用地利用計画に従い利用すると認められます。

第2選挙区、2番、3番の2件です。

2番、申請人、安武町安武本、****、経営面積、120,491.48m²、農用地利用計画に従い利用すると認められます。

3番、申請人、荒木町荒木、****、25,426m²、農用地利用計画に従い利用すると認められます。

第5選挙区、4番、1件です。

4番、申請人、北野町十郎丸、****、経営面積、52,632m²、農用地利用計画に従い利用すると認められます。

以上で、第4号議案の説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第4号議案について、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

多 数 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案は可決されました。続きまして、「第5号議案 農地移動適正化あっせん事業の相手方の選定及びあっせん委員の指名について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 説明いたします。

11ページをごらんください。

「第5号議案 農地移動適正化あっせん事業の相手方の選定及びあっせん委員の指名について」

あっせん申出書の提出があったので付議いたします。

第1選挙区、1番、1件です。

1番、申出人、宮ノ陣町若松、****、所有者からの申し出です。対象地、宮ノ陣町若松、田、3,055m²、あっせん委員は笠幸夫委員、飯田三津雄委員です。

第2選挙区、2番から4番の3件です。

2番、申出人、大善寺町宮本、****、名簿登録者からの申し出です。対象地、大善寺町宮本、田、4筆、計3,082m²、あっせん委員は、諸藤澄夫委員、深川嘉穂委員です。

3番、申出人、荒木町荒木、****、名簿登録者からの申し出です。対象地、荒木町荒木、田、3,219m²、あっせん委員は、安徳高輔委員、山口好秀委員です。

4番、申出人、荒木町荒木、****、名簿登録者からの申し出です。対象地、荒木町荒木、田、2筆計4,895m²、あっせん委員は、安徳高輔委員、山口好秀委員です。

12ページをお願いいたします。

第4選挙区、5番、1件です。

5番、申出人、田主丸町益生田、****、名簿登録者からの申し出です。対象地、田主丸町益生田、田、6筆計4,146.26m²、あっせん委員は、横溝哲夫委員、田中弥生委員です。

第5選挙区、6番から13ページの10番までの5件です。

6番、申出人、北野町赤司、****、名簿登録者からの申し出です。対象地、北野町陣屋、田、3,384m²、あっせん委員は、野村邦昭委員、猪口峯子委員です。

7番、申出人、小郡市寺福童、****、所有者からの申し出です。対象地、北野町十郎丸、田、699m²、あっせん委員は、野村邦昭委員、菰田盛行委員です。

8番、申出人、春日市一の谷3丁目、****、所有者からの申し出です。対象地、北野町十郎丸、田、699m²、あっせん委員は、野村邦昭委員、菰田盛行委員です。

9番、小郡市小郡、****、所有者からの申し出です。対象地、北野町十郎丸、田、699m²、あっせん委員は、野村邦昭委員、菰田盛行委員です。

13ページをお願いいたします。

10番、申出人、佐賀県三養基郡基山町大字宮浦、****、所有者からの申し出です。対象地、北野町十郎丸、田、699m²、あっせん委員は、野村邦昭委員、菰田盛行委員です。

第6選挙区、11番、1件です。

11番、申出人、城島町江上本、****、所有者からの申し出です。対象地、城島町江上本、田、3,078m²、あっせん委員は、佐藤豊委員、納戸勝浩委員です。

第7選挙区、12番、1件です。

12番、申出人、三瀨町壺町原、****、名簿登録者からの申し出です。対象地、三瀨町原田、田、3筆計4,691m²、あっせん委員は、廣重孝委員、合戸利弘委員です。

以上、第5号議案の説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第5号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

多 数 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案は可決されました。続きまして、「第6号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 説明いたします。

14ページをごらんください。

「第6号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」

農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定が求められたので付議いたします。

第2選挙区、1番、2番の2件です。

1番、所在地、安武町武島、安武町住吉、安武町安武本、田、4筆計7,417m²、推進機構への売り渡しとなります。

2番、所在地、荒木町荒木、田、2筆計2,782m²、推進機構への売り渡しとなり

ます。

第5選挙区、3番から15ページの7番までの5件となります。

3番、所在地、北野町金島、田、3筆計4,074m²、推進機構からの買い入れとなります。

15ページをお願いいたします。

4番、所在地、北野町大城、田、2筆計3,831m²、推進機構からの買い入れとなります。

5番、所在地、北野町金島、田、3,037m²、推進機構からの買い入れとなります。

6番、所在地、北野町中川、田、2,814m²、推進機構からの買い入れとなります。

7番、北野町今山、田、6,528m²、推進機構からの買い入れとなります。

第6選挙区、8番、1件です。

8番、所在地、城島町江上本、田、2筆計3,566m²、推進機構からの買い入れとなります。

以上、1番から8番までの各申請案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。

以上、第6号議案の説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第6号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

多 数 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第6号議案は可決されました。よって、久留米市長宛て通知いたします。

続きまして、報告事項に入ります。

「報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について」

「報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の専決について」

「報告第3号 農地法第18条第6号の規定による通知について」

「報告第4号 農地法移動適正化あっせん事業について」

までを一括して議題といたします。

事務局の説明を省略いたします。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

質疑、ございませんか。

「なしの声」

議長 それでは、これにて質疑を終了します。したがいまして、報告第1号から報告第4号までの報告事項を終わります。

次に、お諮りをいたします。本総会におきまして、議決されました案件で、条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

「なしの声」

議長 御異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することに決定いたしました。

ただいまから議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、31番、日比生和雄委員、第5番、古賀誠一委員をお願いいたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。